

芝原小学校PTA細則

<クラス役員>

- 1 学級は会員の互選で3名のクラス役員を選び、担任の教師とともにクラス委員を構成します。
クラス委員は、懇談会などの学級活動に協力します。
ただし、事前立候補により本部役員に決定している者が学級に在籍している場合は、互選の人数を変更できません。
※事前立候補により本部役員がすでに2名以上いる場合、クラス役員を最低2名選出すること。

- 2 学級の父母と教師は、子どもたちの学習や生活などについて話し合い、その向上をはかります。

<学年委員会>

- 1 学年ごとに全委員と全教師で学年委員会を構成し、学年委員の中から委員代表(2名以上)を選びます。
- 2 学年委員は各学級からの意見や要望を運営委員会や専門委員会に申し入れます。また、運営委員会や専門委員会の決定事項を各学級に伝えます。なお、必要な際は各学年に応じた活動や取り組みを行い、子どもたちの教育環境の充実を図ります。
- 3 学年委員は、連絡を密にするため、他の学年委員会との連絡会をもつことができます。
- 4 学年委員会は、ベルマーク運動に関する活動を担当します。

<文化広報委員会>

- 1 文化広報委員会は、各学年から3名以上選出された委員と担当の教職員とで構成し、互選により委員代表(3名以上)を選出します。
- 2 文化広報委員会は、学習文化活動およびPTA新聞の発行を担当します。

<保健厚生委員会>

- 1 保健厚生委員会は、各学年から3名以上選出された委員と担当の教職員とで構成し、互選により委員代表(3名以上)を選出します。
- 2 保健厚生委員会は、健康問題(食事、保健衛生、体育、給食など)の学習をすすめるとともに、その向上につとめます。

※保健厚生委員会は、来年度より育副預かりになるため、選出しないかたちにしたいと思っております。

<地区委員会>

- 1 校区内を官本、馬場、芝原1・2丁目、芝原3丁目、松木東、松木西・高砂の6地区に分け、通学班ごとに地区連絡員をおきます。その中から下記の地区委員を選びます。ただし、児童数の増減により地区委員の数は変更することができます。
官本4名、馬場2名、芝原1・2丁目2名、芝原3丁目2名、松木東3名、松木西・高砂3名
- 2 全地区委員と担当の教職員で地区委員を構成し、互選により委員代表(3名以上)を選出します。
- 3 地区委員は通学地域の安全を守り、地域の環境をよくするために活動し、また子どもたちが健全な校外生活をおくれるよう、話し合いや学習をすすめます。

<対外活動>

- 1 総会ならびに運営委員会が認めた場合、対外活動に委員を派遣できます。
- 2 対外委員は、運営委員会において選出し、必要に応じて運営委員会に活動報告をするものとします。

<サークル活動>

- 1 会員相互の研修と親睦を目的として、サークル活動を行うことができます。
- 2 サークルは10名以上で構成し、運営委員会で成立が認められます。代表者は、必要に応じて運営委員会に活動報告をします。
- 3 サークルは会員の自主的活動で運営され、活動に要する経費は自己負担とします。

<弔慰金>

会員および児童の死亡の場合は生花をおり弔意をあらわします。その他必要と認められる場合は状況によって会長が判断し支出等行います。

<改正>

この細則は運営委員会で協議し、その構成員の3分の2以上の賛成があれば改正することができます。改正案は、運営委員会の1週間前に、構成員に知らせておかなければなりません。

(2015年5月21日一部改正)

(2017年5月19日一部改正)

(2018年3月8日一部改正)

(2019年1月17日一部改正)

(2023年3月8日一部改正)

さいたま市立芝原小学校PTA
個人情報取扱規則

(目的)

第1条 さいたま市立芝原小学校PTA(以下、「PTA」という。)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図り、個人の権利・利益を保護することを目的として、定めるものとする。

(指針)

第2条 PTAは個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運用管理を行う。活動においても個人情報の保護に努め、要配慮個人情報は取り扱わないものとする。

(管理責任者)

第3条 PTAにおける個人情報の管理責任者は、PTA会長とする。

(取扱者)

第4条 PTAにおける個人情報の取扱者は、本部役員、各委員会の長、その他PTA会長が許可をしたものとする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報の取扱者は、活動上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その任を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 PTAは個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的の為に利用する。

- (1) 会員名簿、委員会名簿、PTA活動名簿の作成・運用
- (2) 会費収集・管理、保険事務、その他の文書の配付
- (3) PTA活動および行事参加者への諸連絡
- (4) 本部役員選考活動

(利用目的による制限)

第8条 PTAは、あらかじめ本人の同意を得ないで、第7条规定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管および持出し等)

第10条 個人情報を取り扱う電子機器等については、特にセキュリティ管理を適切に行うこととする。紙媒体に記載されたものは鍵のかかる場所で保管し、管理を適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合あって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合あって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(情報開示等)

第12条 PTAは、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏洩時等の対応)

第13条 個人情報を漏洩等(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理責任者であるPTA会長に報告しなければならない。

(研修)

第14条 PTAは取扱者に対して、定期的に個人情報の取扱に関する留意事項について研修を実施し、その記録をするものとする。

(苦情の処理)

第15条 PTAは個人情報の取扱に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第16条 「さいたま市立芝原小学校PTA個人情報取扱規則」は、運営委員会にて改正し、総会にて承認を受けるものとする。

付則

本規則は、平成30年3月8日より施行する。